

事務連絡
令和2年6月19日

建築関係団体の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」について

平素より建築行政の推進にご協力いただき感謝申し上げます。

令和元年東日本台風（第19号）による大雨に伴う内水氾濫により、高層マンションの地下部分に設置されていた高圧受変電設備が冠水し、停電したことによりエレベーター、給水設備等のライフラインが一定期間使用不能となる被害が発生しました。

こうした建築物の浸水被害の発生を踏まえ、国土交通省と経済産業省の連携のもと、学識経験者、関連業界団体等からなる「建築物における電気設備の浸水対策のあり方に関する検討会」を昨年11月に設置し、洪水等の発生時に機能継続が必要と考えられるマンション、オフィスビル、病院等の新築・既存の建築物を対象とした「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」を別添のとおりとりまとめましたので、今後の業務の参考としてご活用いただくとともに、貴団体の会員等に対して、周知いただくようよろしくお願いいたします。

別添

- （1）建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン（概要）
- （2）建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン（本体）

※検討会の開催経緯等については下記の国土交通省 HP に掲載しております。

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000132.html

（担当）

国土交通省 住宅局 建築指導課 建築物防災対策室 企画専門官 福井

国土交通省 住宅局 建築指導課 課長補佐 金子

電話：03-5253-8111（内線 39532、39513）／03-5253-8513（夜間直通）

FAX：03-5253-1630